○柔道、剣道、水泳及びハンドボール功労隊員の顕彰について（通達）

昭和61年5月16日

海幕教1第2379号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

柔道、剣道、水泳及びハンドボール功労隊員の顕彰について（通達）

標記について、下記のとおり実施する。

なお、次の通達は廃止する。

1　柔、剣道功労隊員の顕彰について（通達）（海幕教１第669号。48．2．15）

2　水泳功労隊員の顕彰について（通達）（海幕教１第3839号。48．7．28）

記

1　趣旨

海上自衛隊における柔道、剣道、水泳及びハンドホール（以下「柔道等」という。）の普及・発展に功労のあった隊員を顕彰する。

2　実施要領

（1）　実施時期

柔道等の海上自衛隊大会実施時

（2）　実施者

柔道等の海上自衛隊大会会長（海上幕僚長）

（3）　対象者

海上自衛隊の柔道等の普及・発展に功労のあつた隊員

（4）　選考基準

ア　柔道等の海上自衛隊大会に多数回参加していること（7回以上を標準とする。ただし、特に顕著な功績があったと認められる者については、この限りでない。）。

イ　日常、海上自衛隊の柔道等の普及・発展に貢献していること。

ウ　勤務成績が良好であること。

（5）　顕彰要領

顕彰状及び記念品を授与する。